地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所IoT研究会会則

（名称）

第１条　本会は、「地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所IoT研究会（以下「研究会」という。）」と称する。

（目的）

第２条　本研究会は、中小企業等のIoT活用及び新サービスの創出を推進し、県内産業の発展に貢献することを目的とする。

（事業）

第３条　研究会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

（１）IoT推進のための情報共有及び情報発信

（２）IoT推進のための企業・業界団体等のネットワーク形成とマッチング

（３）IoT推進のための人材育成

（４）その他、研究会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第４条　本研究会は第２条の目的を達成するために、次の会員をもって構成する。

（１）本研究会の趣旨に賛同する企業、金融機関、業界団体

（２）大学、高等専門学校等の教育機関

（３）国、県、市町村、公設試験研究機関、中小企業支援機関等の公的機関

（入会）

第５条　研究会への入会を希望するものは、「IoT研究会入会申込書（様式１）」を事務局に提出し、承認を得なければならない。なお、入会申込書については、書面の代わりに電子的な手段を用いることができるものとする。

（会費）

第６条　会費は、無料とする。なお、研究会が実施する個別の活動に必要な経費は、その活動に参加するものが応分の負担を個々に行うものとする。

（会員情報の更新）

第７条　会員は、会員情報に変更があった場合、「IoT研究会会員情報更新申請書（様式２）」を事務局に提出するものとする。なお、情報更新申請書については、書面の代わりに電子的な手段を用いることができるものとする。

（退会）

第８条　会員は、会員の意思により、「IoT研究会退会届（様式３）」を事務局に提出し任意に退会することができる。なお、退会届については、書面の代わりに電子的な手段を用いることができるものとする。

２　会員が次の各号の一つに該当するときは、当該会員を退会させることができる。

（１）本会則を遵守しないとき又は研究会の名誉を毀損する行為があったとき。

（２）法令又は公序良俗に違反し、研究会及び会員、若しくは第三者に不利益を与える行為、又は詐欺等の犯罪行為に結びつく行為があったとき。

（３）会員である法人又は団体が、解散又は破産したとき。

（役員）

第９条　本研究会には、座長を１名置く。

２　座長は、研究会を代表し、かつ総務する。

３　座長は、総会において会員の中から選出する。

（任期）

第１０条　座長は、原則として１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　座長は、辞任又は任期満了の場合においても、後任が選出されるまでは、その業務を行うものとする。

（総会）

第１１条　総会は、必要に応じて座長が招集し、議長を務める。開催に関して、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

２　座長は必要に応じて、会員以外の出席を求めることができる。

３　総会は、研究会の各年度の活動方針、研究会が実施する個別事業の運営及び会則の変更等、基本的事項について審議し、決定する。

（機密保持）

第１２条　研究会の会員は、研究会の許可がない限り、次に定める各号の秘密情報を第三者に漏洩又は開示してはならない。

（１）会員名簿、メールアドレス等の会員の個人情報に関する事項。

（２）会員が提供した会社情報、ノウハウ、技術、営業に関する事項。

（３）客観的に秘密と考えられる情報に関する事項。

（事務局）

第１３条　研究会の事務局を地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に置く。

（その他）

第１４条　この会則で定めるもののほか、研究会の運営等に必要な事項は、会員の意見を基に座長が別に定める。

　　　付　則

　本会則は、令和３年３月５日から施行する。